平成２１年（フ）第１８７８号
広島市東区馬木６丁目1907番地４
債務者　栗原　房江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７９号
広島市中区十日市町２丁目３番２－305号
第一津広ビル
債務者　朝田　八郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８６号
広島市安佐南区長束西１丁目１番３－６号山崎アパート
債務者　貴舩　正行
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０号
山口県下関市後田町１丁目11番１号
債務者　北脇　純子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
高知市神田883番地
債務者　宮地　泰子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６４号
高知市神田883番地、住民票上の住所高知市帯屋町１丁目10番20号
債務者　宮地　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６５号
高知市神田883番地、住民票上の住所高知市帯屋町１丁目10番20号
債務者　宮地　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５１号
高知県土佐市高岡町丙479番地
債務者　登山　清三
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９１号
高知県土佐市蓮池2022番地　野田マンション102号
債務者　左海　登勢
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９２号
高知県土佐市蓮池2022番地　野田マンション102号
債務者　佐田　可那
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３２号
高知市愛宕町２丁目19番３号、申立時の住所高知市大川筋２丁目３番29号
債務者　丁野　栄修
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３３号
高知市愛宕町２丁目19番３号、申立時の住所高知市大川筋２丁目３番29号
債務者　丁野富士子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４５号
高知市与力町12番19号　マーガレットパレス501号
債務者　藤田　千博
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６６号
高知市潮新町１丁目15番20号　パインヴィレッジ101
債務者　明神　由美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６８号
高知県吾川郡いの町天王南３丁目２番地１
債務者　鎌倉　敏光
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６９号
高知県吾川郡いの町天王南３丁目２番地１
債務者　鎌倉　眞希
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７９号
高知県香美市土佐山田町西本町２丁目１番20号
債務者　山田美津子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
高知地方裁判所破産係